

投票日

4月9日

▶投票時間／午前7時～午後8時  
▶開票時間／午後8時50分～(▶会場／垂井ホール)

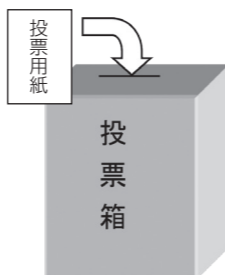
# 岐阜県議会 議員選挙のお知らせ

期日前投票は 4月1日～8日

## 投票できる人

平成17年4月10日以前に生まれた人で、令和4年12月30日までに垂井町で住民票が作成された人または転入の届出をした人で、3か月以上住み、選挙人名簿に登録されている人です。

ただし、県内の市町村に転出し、垂井町の選挙人名簿に登録されている人は、垂井町で投票できます。また、令和4年12月31日以降に県内から垂井町に転入され、前住所地の選挙人名簿に登録されている人は、前住所地で投票することができます。これらの場合、市町村長が無料で交付する「引き続き岐阜県の区域内に住所を有する旨の証明書」の提示、もしくは投票所で「引き続き岐阜県の区域内に住所を有することの確認申請」が必要です。



候補者の氏名を  
投票用紙に記入して  
投票箱に入れます。

## 投票所入場券

入場券(ハガキ)は、1人につき1枚です。投票するときは入場券をお持ちください。

また、裏面に期日前投票に必要な「宣誓書」を印字していますので、期日前投票をする場合は事前に記載しておくこと、スムーズに投票することができます。

なお、入場券が届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

## 投票所

垂井第2投票区の投票所が、町福祉会館(垂井町1305番地の2)に変更になります。

そのほかの投票所は令和4年7月執行の参議院議員通常選挙と同じです。入場券に投票所を記載していますので、ご確認ください。

## 期日前投票

投票日当日、仕事や冠婚葬祭等で投票所に行くことができない人は、期日前投票をご利用ください。

▶とき／4月1日(土)～8日(土) 午前8時30分～午後8時

▶ところ／役場1階 コミュニティルーム

▶持ち物／投票所入場券(ハガキ)

※事前に宣誓書(投票所入場券裏面)を記入してください。

## 垂井町長選挙・垂井町議会議員選挙

投票日

4月23日

▶投票時間／午前7時～午後8時

## 立候補予定者・関係者説明会

垂井町長・垂井町議会議員に立候補予定の人に対する説明会を開催します。

▶とき／3月23日(木) 午後3時から

▶ところ／役場 垂井ホール

・1候補者につき3人まで出席できます。

・当日、届出関係書類をお渡しします。

## 不在者投票

### (他の市区町村で投票)

仕事などで他の市区町村に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。詳細は、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

### (指定施設での投票)

都道府県の選挙管理委員会が指定している病院や老人ホーム等に入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。詳細は、入院・入所先へお問い合わせください。

### (郵便等による投票)

次に該当する人は、「郵便等投票証明書」の交付を受けると、郵便等による不在者投票ができます。投票用紙の請求は、4月5日(水)午後5時までです。詳細は、町選挙管理委員会にお問い合わせください。

○身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、一定以上の障がいのある人

○介護保険被保険者証に「要介護5」の記載がある人



## 特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている人で、一定の要件に該当する人は、特例郵便等投票(郵便を利用した投票)ができます。

特例郵便投票を希望される人は、4月5日(水)までに(必着)投票用紙の請求書を郵便などで送付する必要があります。

詳細は、総務省ホームページをご覧ください。垂井町選挙管理委員会にお問い合わせください。

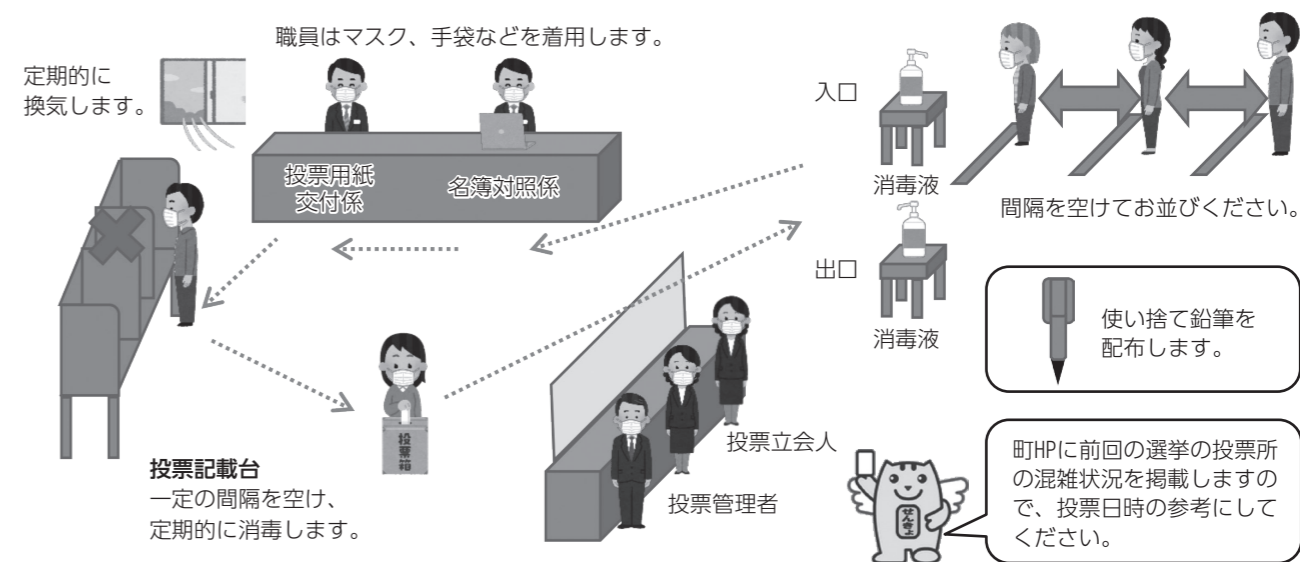


▲総務省特例郵便等投票制度周知ホームページ

## 投票所における新型コロナウイルス感染症対策

有権者のみなさんが安心して投票できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を実施します。

### (投票所例)



問 垂井町選挙管理委員会(総務課 庶務係内)

☎22-1151